

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月24日現在

機関番号：34432

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03145

研究課題名(和文) 近世のヨーロッパとラテンアメリカにおける社会的周縁者の創出とメディア

研究課題名(英文) Creation of the Marginals and Media in Early Modern Europe and Latin America

研究代表者

黒川 正剛 (KUROKAWA, Masatake)

太成学院大学・人間学部・教授

研究者番号：30342231

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：近世のヨーロッパとラテンアメリカでは、社会的周縁者が大規模な迫害を受けた。それは端的にはヨーロッパでは魔女狩り、ラテンアメリカではインディオの虐殺という形で現れた。魔女とインディオに関する真偽入り交じった情報を創造し、社会に拡散したのが15世紀中頃に発明された活版印刷術によって制作された書籍、パンフレット、ビラ、版画などのメディアであった。本研究では、マイクロフィルム「ヨーロッパ・アメリカ魔女文献コレクション」所収の未公開史料を含む諸史料を用いて、社会的周縁者の創出とメディアの関連について研究を行い、その具体的様相について明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

各メンバーがフランス、イングランド、ドイツ、ラテンアメリカの事例に関する研究を行い、年度毎に共同研究会を開催した。研究代表者が学会で「西洋近世のメディアにおける魔女と社会的周縁者」「魔女とメディア 西洋近世キリスト教社会の他者表象」などの研究発表を行うほか、各メンバーが論文等で成果を発表し、一般聴衆対象の公開シンポジウムも開催した。

これらの研究によって、魔女とインディオに代表される社会的周縁者がメディアによって創造される具体的な様相を明らかにできた。研究内容は差別や偏見の問題に関連し、現代社会の同様の問題について考察を深める素材となる。また未刊行史料を用いて研究を進めた学術的意義は大きい。

研究成果の概要(英文)： The marginals were prosecuted on a massive scale in early modern Europe and Latin America. Concretely, the witch-hunts occurred in Europe and the Indians were massacred in Latin America. The letterpress invented in the middle of 15th century produced books, pamphlets, bills and prints. These media created the faked information concerning witches and Indians. In this research, using the unpublished documents, which have been included in microfilm collections "Witchcraft in Europe and America: Primary Source Media", we researched the relationships between creation of the marginals and media, and explicated their specific aspects.

研究分野：西洋中世史・近世史

キーワード：魔女 社会的周縁者 メディア 宗教改革 植民地

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近世(16・17世紀)のヨーロッパ各地では魔女裁判が猛威をふるった。一方、同じ時期にラテンアメリカではヨーロッパ人によるインディオの迫害が激化した。魔女とインディオは、当時のヨーロッパのキリスト教徒の認識にもとづけば、社会的周縁者の典型例として位置づけられる。そしてこの認識を醸成し、社会に拡散させたのは15世紀中頃に発明された活版印刷によって制作された書籍、ビラ、パンフレット、版画などの「メディア」であった。近世に進行した魔女やインディオを始めとする社会的周縁者の創出とメディアの関係を明らかにし、その解明を通して近代化の問題に迫る本研究は斬新なものであり、西洋近世史研究、及び近代化論に対して重要な貢献をなしうると考えられた。

2. 研究の目的

近世のヨーロッパとラテンアメリカにおいて、社会的周縁者がメディアとの相関関係のもとで生み出されるプロセスと近代化の問題について新たな知見を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

比較を通して研究を突りあるものにするため、また研究代表者と研究分担者の専門性を考慮し、研究対象の地域として、フランス(黒川、福田)、ドイツ(小林、田島)、イングランド(楠)、ラテンアメリカ(谷口)を取り上げ、研究を進めた。尚、2017年5月15日、やむ得ぬ事情により福田が共同研究から離脱し、田島が加わった。

メディアについては、規範的メディア(宗教・神学・哲学・法学の言説や法令等、知識人や当局が発するもの)、民衆に発するメディア(絵入活版印刷ビラ、犯罪行為を告発する請願、裁判等の記録、の三つに分け研究を進めた。

研究の基盤史料として、マイクロフィルム「ヨーロッパ・アメリカ魔女文献コレクション」(Witchcraft in Europe and America: Primary Source Media)を購入し、データ化して研究代表者・分担者間で共有するとともに史料の分析と研究を進めた(研究期間中に21リールを購入)。ラテンアメリカ担当の研究分担者は海外調査に赴き、史料の収集に努めた。年度毎に共同研究会を開催し(2016年12月8日・愛知県立大学サテライトキャンパス、2017年11月18日・太成学院大学、2018年7月21日・太成学院大学)各自の研究の進捗状況を報告し、情報を共有した。尚、2017年11月19日に本科費の研究成果を一般の聴衆に公開するシンポジウムを開催した(太成学院大学)。

4. 研究成果

以下、順に、3年間の共同研究に関する各研究分担者による研究成果、次に2年目に開催した公開シンポジウムに関する成果、最後に研究代表者による研究成果の総括について報告する。

(1)楠 義彦

メディアについては二様の意味を考えなければならない。個別の媒体としてのメディアと、「社会的実践の構造連関的な場」(吉見俊哉)としての「メディア」である。1980年代以降の宗教改革研究の成果を受けて口頭(音声)でのコミュニケーションを軽視するわけにはいかないが、個別の媒体としてのメディアについては印刷物による文字(視覚)のコミュニケーションが第一に想起される。「メディア」はコミュニケーションを成立させるのと同じぐらい、コミュニケーションを阻害する機能を持ち、情報の歪曲・重複・置換といった切断機能をもっている。それにより統合と分裂といった作用を生んでいる。

一方、社会的周縁者は本質的に関係性を含意し「社会的交渉の産物」(ベッカー)という側面をもつ。デュルケーム的な集合表象の傷害者である犯罪者(本共同研究では魔女)は、社会的な関係性の象徴的存在である。魔女が魔女として位置づけられていくプロセスや方策の解明は社会全体を捉える有力な手段である。

教養人の魔女狩り反対論は16世紀から17世紀にかけてほとんど変わらないが、「メディア」を前提とした場合、「民衆に発するメディア」であるパンフレットでの記述を検討する必要がある。本共同研究では、10年間のうちに同じ地域で発生したシャドウェルの悪魔事件(*A Strange and Wonderful Relation from Shadwell or The Devil Visible, London, 1674*, Witchcraft in Europe and America, Reel 88, Item No.935)とアリス・ファウラー事件(*Strange News from Shadwell, being a true and just Relation of the death of Alice Fowler, London, 1684*(Wing, No.S5903)を足掛かりにした。両者は隣人との良好な社会関係を伝え、キリスト教信仰に守られ、魔女の実行力よりも解毒化した魔女像を伝えている。

「民衆に発するメディア」と「規範的メディア」との相互関連の検討のため、W.H.Frere(ed.), *Visitation Articles and Injunctions of the Period of the Reformation*, 3vols., London, 1910とK.Fincham(ed.), *Visitation Articles and Injunctions of the Early Stuart Church*, 2vols., 1994,1998を「規範的メディア」の史料として、また、D.Shorrocks(ed.), *Bishop Still's Visitation 1594 and The 'Smale Booke' of the Clerk of the Peace for Somerset 1593-5*, Somerset Record Society, vol.84, 1998とJ.F.Williams(ed.), *Diocese of Norwich Bishop Redman's Visitation 1597*, Norfolk Record Society, vol.XVIII, 1946をVisitationの裁判記録として用いた。Visitation Articlesでは1547年から1641年まで魔術の実行者の

存在を質問する条項が一貫して存在する一方で、「魔女」と明記する条項が1599年以降に出現している。また、16世紀半ばには産婆とともに魔術実行者が問われ、ユーカリス・レスリンの『ローズ・ガーデン』の影響もうかがわせる。魔女は産婆とともに出現し、魔術禁止法の制定によって魔術の実行者というドメインを経て、17世紀以降に魔女として標示される。他方、裁判記録からは魔術の実行者や魔女の取り扱いに共通した基準はなく、その地域の判断や慣行で決められていたことが注目される。

印刷物という視覚的参照軸による物理的な空間＝領域が実質化される「メディア」のなかで、魔女のラベリング化と魔女の解毒化が並行して進んだ。Visitation Articlesによる宗教的境界は社会的境界となったと言えるだろう。

(2) 小林繁子

論文「魔女迫害と神罰」では、宗教改革を契機として増幅した「神罰」への恐れが魔女裁判にどのように作用したかを、新旧両地域を比較し論じた。学識者の議論からは、災難を神罰＝神による試練と捉える立場と、災難を魔女の仕業と見、それを罰することで神意を叶え神罰を回避することができるという立場が示された。他方でポリツァイ条令などのメディアによって、君主が正しく逸脱を罰することで神罰を回避しようとし、君主による制裁・支配強化を正当化した。こうした多層的な神罰理解は、マインツ選帝侯とファルツ選帝侯の支配権が重複する地域において、魔女裁判を遂行しようとする中間権力とそれを阻止しようとするファルツ選帝侯との衝突という形で現れたことを明らかにした。

論文「宗教改革期・平信徒の心性から見るキリスト教と魔女迫害」は宗教改革の文脈における魔女裁判の意味を問うた。宗教改革において神罰への恐れが増幅したこと、また教会が提供してきた様々な魔術的な魔除け、民間信仰における対抗手段も迷信とされたことが、魔女迫害を後押しした。こうした中で、平信徒は請願状というメディアを用いて魔女を罰することによって共同体全体に下される神罰を回避しようという論理を示し、共同体防衛という正当性によって迫害を正当化したことを明らかにした。これら二つの論文では神罰の重要性を確認することができた。今後は本科研で購入したマイクロフィルムに収められた説教などの史料を用い、「神罰」概念がどのように平信徒に浸透していったかを明らかにしていきたい。

報告「魔女裁判における学識法曹の役割」は魔女裁判における法学識者の役割を、論文「魔女迫害と神罰」でも検討した法学部による法鑑定、また法鑑定制度の変形としてのケルン選帝侯領におけるコミサル制度を通じて比較検討した。在地に派遣されるコミサールの活動は請願というメディアを通じて中央機関である宮廷顧問会に報告されていた。

報告「名誉をめぐる攻防」では名誉棄損訴訟を検討した。魔女中傷という文字通り致命的な帰結を導く可能性のあったフェーズから、名誉棄損訴訟を経由し手続き論へとシフトすることで徐々に和解へと軟着陸する。「魔女」という絶対的他者を作り出す装置である魔女裁判の前に、こうした和解への可能性を含んだ法的営みがありえたことを明らかにした。なおこの報告は2019年中に『法文化叢書』シリーズ収録論文として刊行される予定である。

(3) 田島篤史

2017年と2018年の共同研究会で、それぞれ「誰が『魔女への鉄槌』を書いたのか？-二人のドミニコ会士をめぐる作者の問題」「近世ドイツにおける社会的周縁者の創出とメディア-ニュルンベルクの魔女裁判にみる悪魔学的要素と近代性の萌芽」と題して成果報告を行った。報告の概要は以下の通りである。

前者：魔女狩りの手引書として知られている悪魔学書『魔女への鉄槌』をドイツ・フランス・スイスの各所蔵館にて調査した結果、29版が現存していることが判明した。書誌学的観点から各版の書物としての形態の多様性が確認でき、中でも各版の作者名の多様性は本書の形態的特徴の最も重要な点の一つとして挙げられる。作品理解において「作者」の果たす役割については、これまで様々な議論が為されてきたが、本報告ではこうした「作者」に関する研究史の批判的検討から、分担者が取るべき方法論を提示するとともに、『魔女への鉄槌』の作者研究の意義を示した。さらに、これまで魔女研究者のあいだでとられてきた二つの異なる立場、すなわち『魔女への鉄槌』の単著説と共著説とを概観し、それぞれの根拠となった史料の批判的検討を行ったうえで、以下のような第三の見解を提示した。すなわち、悪魔学とは、作者・テキスト・書物・読者・読書を含む学術的言説群であるため、当該史料群を魔女・魔術現象との関連において捉える「悪魔学の受容」研究では、これら全極における分析を要する。作者名が作品の受容に果たす役割が大きい以上、単著説・共著説のいずれかの立場をとるのではなく、テキストを執筆した現実に存在する個人という意味での作者と、作品がその作者名に帰属するところの「機能としての作者」の両方を研究対象としなければならない。それゆえ単著説では本書の作者とは見なされないヤーコプ・シュプレンガーも、「悪魔学の受容」研究においては研究対象として極めて重要な意味を持つのである。

後者：『魔女への鉄槌』現存各版の書誌学的調査により、本書の製作地が特定されたが、その中でも最も多くが製作された帝国都市ニュルンベルクの魔女・魔術裁判における具体的影響関係を検討する。当市における1300年から1536年の各裁判を一次史料から再構成するとともに、『魔女への鉄槌』のテキスト分析から、本書の基底理論や魔女の活動条件・内容を明示した。両言説間に相互的影響関係がいかにみられるかを検討し、以下のことが明らかになった。ニュ

ルンベルクにおける『魔女への鉄槌』各版の製作年（1494年、1496年、1516年頃、1519年）および、市参事会が作者インスティトリスに魔女問題に関する見解を求めた回答書である『ニュルンベルガー・ヘクセンハンマー』の提出年（1491年）が、当時魔女裁判の経過にとってなんらの画期にもなりえず、法的近代化であるカロリーナの発布（1532年）を経て、1536年の裁判中ようやく明確な悪魔学的要素が現れるのである。それ以前では、ほとんど死刑判決がなく、都市追放刑や釈放が多いことがニュルンベルクの特徴でもある。この1536年の裁判では、地下牢審判人や法律顧問のうちの数名が、明らかに『魔女への鉄槌』あるいは『ニュルンベルガー・ヘクセンハンマー』に触れたものと思われる痕跡が、自白内容、用語の変化、鑑定論理および死刑判決の推奨のうちに認められた。また本件を受けた市参事会の法令は、俗語でもって印刷メディアを通じて発布されたものであり、民衆に広く知られたことは間違いない。ここに印刷術の発展・普及というメディアの近代化が魔女問題にも深く関わることがわかる。皮肉なことに、このメディアの近代化は、法的近代化と合わせて、スコラ学的＝前近代的魔女イメージを広く周知させることとなり、結果的に魔女の厳罰化を推し進めていったのであった。しかし、法律顧問の中にはまったく魔術の存在を信じない立場から鑑定を行う者もあり、判決を下す市参事会は彼の鑑定を採用することで、けっきょく判決に至るまでの影響力まではみられなかった。つまり1530年代にあって、いまなお『魔女への鉄槌』の魔女論は、数あるものの一つに過ぎなかったことがわかる。しかし確実にその思想が広まりつつあったことは、裁判経過から見ても間違いなく、ここに当時の印刷メディアによる情報伝達の経過を見て取ることができるのである。

(4) 谷口智子

2017年3月にスペインのインディアス古文書館および国立図書館、国立歴史文書館にて、2週間研究を行い関連論文の史料収集を行った。その成果は以下の通りである。特に学会発表の3はスペイン国立歴史文書館で史料収集したものを扱っている。

論文

1. 谷口 智子「『罫いに入れられた神』と『赤く顔を塗られた神』-16世紀ペルー副王領におけるタキ・オンコイの謎を解く」、『アンデス・アマゾン研究』1号、2018年、55-71頁（査読有）。

学会発表

1. 谷口 智子「表象と媒介者-アンデスの悪魔・魔術師・魔女」、日本西洋史学会第66回学術大会小シンポジウム（慶應義塾大学、2016年）。
2. 谷口 智子「セクトと背教-C. アルボルノスの『功績報告書』から見るタキ・オンコイ、ワカ、偶像崇拜」、日本ラテンアメリカ学会第37回定期大会（京都外国語大学、2016年）、『ラテンアメリカ研究年報』37号、2017年、137頁。
3. 谷口 智子「リマの異端審問」、日本宗教学会第77回学術大会（大谷大学、2018年）、『宗教研究』第92巻別冊、2019、243頁。

http://jpars.org/journal/bulletin/vol_92

(5) 福田真希

2016年の共同研究会において、「ポレー味の公開処刑（1909年1月11日）とメディア」の題目で研究発表を行った。16・17世紀に犯罪を扱ったメディアである瓦版や三面記事は恐ろしい場面を通じて民衆を教化する働きを持っていた。しかし、19世紀になり伝統的な瓦版が衰退するとともに新聞というメディアが普及し、各誌紙面の6割が犯罪に割かれ、メディアの働きにも変化が見られるようになる。新聞は犯罪とその処罰を共時的に広く伝達したが、20世紀初頭のフランスの一事件を題材にその分析を試みた。

(6) 公開シンポジウム

2017年11月19日に太成学院大学を会場に開催した公開シンポジウムでは黒川と小林が報告者として登壇し、楠がコメンテータを務めた。近畿圏を中心に約60名の一般来場者があり、活発な質疑応答が行われ、大盛況であった。詳細は、下記「5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕」を参照。

(7) 黒川正剛

中世末から近世にかけてのヨーロッパとラテンアメリカでは多様な社会的周縁者が存在し、迫害の対象となった。R. J. Evans は13世紀末から20世紀中頃にかけてのドイツ社会における、「放火犯、魔女、盗賊、幼児殺害者、密猟者、殺人者、売春婦、浮浪者、泥棒などドイツ社会の最下層の人々、周縁の(marginal)、見捨てられた(outcast)、逸脱した(deviant)集団」について言及し、彼らの社会が「社会から見捨てられた人々(outcasts)、商売、職業、生活様式もしくは生まれによって、産業革命前のヒエラルキー、「階級社会」(ständische Gesellschaft)のなかに場所を持たないが、必要性によってであれ選択によってであれ、その間隙のなかに、その境界を越えて生きた人々の下層社会」であったと述べている。本科研費共同研究もこの視点に立つものであり、社会的周縁者の中核として魔女を取り上げ、魔女と他の社会的周縁者、及びメディアの関係性を研究した。

研究代表者の担当地域であるフランスについては、マイクロフィルム「ヨーロッパ・アメリカ魔女文献コレクション」所収の *Discours veritable d' un sorcier nommé Gimel Truc, natif de Léonen Bretagne, surpris en ses charmes et sorcellerie au pays de Vivarais. (...)*, En l' année 1609, Paris; *Discovrs admirable d' vn Magicien de la ville de Moulins, ...1623*, Paris などの未公開のパンフレット史料から魔女として言及されている人々の具体像を探ったが、「卑しい素性」「小物細工師」といった史料上の記述は魔女の属性を知る上で重要である。

3年間の共同研究を終えて、社会的周縁者の絞り込みが必要であること、そして研究地域についても焦点化が必要であることが課題として確認された。今後の研究の方向性として、まず近世イングランド、フランス、ドイツを中心としたヨーロッパ諸地域において起こった社会的周縁者の創出のプロセスを「排除と包摂」の両面からとらえ、そのプロセスを印刷メディアと近代化との関連性において比較史的観点から究明すること、そしてそこから逆説的に近世ヨーロッパ社会における「寛容」と「多様性(ダイバーシティ)」の具体的様相に迫ることが重要になる。その成果をふまえて、ラテンアメリカなどの非ヨーロッパ地域との比較研究を行う必要がある。

<引用文献>

- 吉見俊哉『改訂版メディア文化論-メディアを学ぶ人のための15話』有斐閣、2012年、3頁。
ベッカー、ハワード、(村上直之訳)『アウトサイダーズ』新泉社、1978年、18頁。
Evans, Richard J., ed., *The German Underworld: Deviants and Outcasts in German History*, Routledge: London, 1988, pp.ix,1.

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計4件)

- 黒川 正剛、小林 繁子、楠 義彦、「魔女とマス・メディア-ヨーロッパ近世の他者のイメージをさぐる」、『太成学院大学紀要』、20巻、2018年、225-235頁。
DOI: https://doi.org/10.20689/taiseikiyou.20.0_225
田島 篤史、「『魔女への鉄槌』第25版から第29版の作品構成」、『千里山文学論集』、98巻、2018年、35-61頁。
田島 篤史、「『魔女への鉄槌』第18版から第24版の作品構成」、『千里山文学論集』、97巻、2017年、1-22頁。

[学会発表](計11件)

- 黒川 正剛、「西洋近世のメディアにおける魔女と社会的周縁者」、日本宗教学会第77回学術大会(大谷大学、2018年)、『宗教研究』、第92巻別冊、2019、242-243頁。
http://jpars.org/journal/bulletin/vol_92
黒川 正剛、「変容する魔女表象 身体と感情をめぐって」、早稲田大学ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所 第9回シンポジウム「ルネサンス期ヨーロッパにおける魔女表象と社会の変容」(早稲田大学、2018年)。
<http://iemrs.blog111.fc2.com/blog-entry-112.html>
小林 繁子、「魔女裁判における学識法曹の役割 訴訟記録送付制度から」、日本西洋史学会第68回大会小シンポジウム「西洋中近世における法専門家の役割と国制史的意義」(広島大学、2018年)。
小林 繁子、「名誉をめぐる攻防 「魔女」の名誉棄損訴訟と司法利用の戦略」、早稲田大学ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所 第9回シンポジウム「ルネサンス期ヨーロッパにおける魔女表象と社会の変容」(早稲田大学、2018年)。
<http://iemrs.blog111.fc2.com/blog-entry-112.html>
田島 篤史、「帝国都市ニュルンベルクの魔女裁判にみる悪魔学的要素と萌芽的近代性」、早稲田大学ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所 第9回シンポジウム「ルネサンス期ヨーロッパにおける魔女表象と社会の変容」(早稲田大学、2018年)。
<http://iemrs.blog111.fc2.com/blog-entry-112.html>
谷口 智子、「「罫いに入れられた神」と「赤く顔を塗られた神」-16世紀ペルー副王領におけるタキ・オンコイの謎を解く」、筑波大学哲学思想学会、2018年。
黒川 正剛、「魔女とメディア 西洋近世キリスト教社会の魔女表象」、日本宗教学会第76回学術大会(東京大学、2017年)、『宗教研究』、第91巻別冊、2018、226-227頁。
http://jpars.org/journal/bulletin/vol_91

[図書](計3件)

- 田島 篤史、「15世紀アルプス地域の魔術的慣習と悪魔学」、『帝国と魔女で読み解くヨーロッパ 愛知大学人文社会学研究所報告論文集』所収、愛知大学人文社会学研究所、2019年、29-58頁。
小林 繁子、「魔女迫害と「神罰」 プロテスタントとカトリック」、踊共二編著『記憶と忘却のドイツ宗教改革 語り直す歴史 1517-2017』、ミネルヴァ書房、2017年、210-233

頁。

小林 繁子、「宗教改革期・平信徒の心性から見るキリスト教と魔女迫害」、新教出版社編集部編『宗教改革と現代 改革者たちの 500 年とこれから』、新教出版社、2017 年、244-250 頁。

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：楠 義彦

ローマ字氏名：(KUSUNOKI, Yoshihiko)

所属研究機関名：東北学院大学

部局名：文学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁): 20234429

研究分担者氏名：小林 繁子

ローマ字氏名：(KOBAYASHI, Shigeko)

所属研究機関名：新潟大学

部局名：人文社会科学系

職名：准教授

研究者番号 (8 桁): 20706288

研究分担者氏名：田島篤史

ローマ字氏名：(TAJIMA, Atsushi)

所属研究機関名：大阪市立大学

部局名：大学院文学研究科

職名：研究員

研究者番号 (8 桁): 40802765

研究分担者氏名：谷口 智子

ローマ字氏名：(TANIGUCHI, Tomoko)

所属研究機関名：愛知県立大学

部局名：外国語学部

職名：教授

研究者番号 (8 桁): 00363911

研究分担者氏名：福田 真希

ローマ字氏名：(FUKUDA, Maki)

所属研究機関名：中部大学

部局名：全学共通教育部

職名：講師

研究者番号 (8 桁): 00711160

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。